

**平成 31 年三重県議会定例会
予算決算常任委員会 総務地域連携分科会説明資料
目 次**

◎議案補充説明

- 1 議案第 3 号
平成 31 年度三重県一般会計予算【地域連携部関係】について・・・・・・・・・・ 1

- 2 議案第 79 号
平成 30 年度三重県一般会計補正予算（第 4 号）【地域連携部関係】について・・・ 17

- 3 条例改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - ・議案第 26 号 三重県立熊野古道センター条例の一部を改正する条例案・・・ 23
 - ・議案第 27 号 三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱ条例の一部を改正する条例案
・・ 27
 - ・議案第 52 号 三重県都市公園条例の一部を改正する条例案
【三重県営総合競技場関係分】・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
 - ・議案第 59 号 三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の一部を改正する条例案
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
 - ・議案第 61 号 三重県営松阪野球場条例の一部を改正する条例案 ・・・ 47
 - ・議案第 62 号 三重県営ライフル射撃場条例の一部を改正する条例案 ・・・ 49
 - ・議案第 65 号 三重県立ゆめドームうえの条例の一部を改正する条例案・・・ 51

◎所管事項

- 1 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく
報告について・・・・・・・・・・・・・・・・ 55

平成 31 年 3 月 6 日
地域連携部

1 議案第3号 平成31年度三重県一般会計予算【地域連携部関係】について

(1) 平成31年度当初予算主要事業

地域連携部

政策名、施策名及び事業の内容

《政策名：スポーツの推進》

《施策名：(241)競技スポーツの推進》

1 競技力向上対策事業

691,522千円

【(24101)競技力の向上】

(第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 1 スポーツ推進費)

平成31年度の目標である男女総合成績10位以内を獲得するため、ターゲットエイジ(三重とこわか国体において少年種別の選手となる年齢層)を中心としたジュニア・少年選手の育成・強化、トップアスリートの県内定着やその環境整備など、各競技団体の現状に即した効果的な強化対策に着実に取り組むとともに、三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯獲得を確実なものとしていきます。

また、指導者の資質向上と指導体制の構築を図るため、平成30年度から開始した「チームみえ・コーチアカデミーセンター」の取組の充実を図ります。

2 三重とこわか国体・三重とこわか大会開催準備事業

813,662千円

【(24102)国民体育大会の開催準備の推進】

(第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 1 スポーツ推進費)

市町や競技団体等とのさまざまな連携により、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催準備を着実に進めます。広報では、イメージソングやダンスを活用し、広報ボランティアとともに、これまで以上に広報活動を展開します。また、多くの方に両大会を支援していただきたいため、とこわか運動(県民運動)の取組促進や募金・企業協賛の取組を進めます。あわせて、三重県らしさを盛り込んだ開・閉会式等の式典の実施に向けて準備を進めます。また、開・閉会式の会場設計を進めるとともに、選手や監督等が安心して競技に臨めるよう、市町における施設整備への支援、宿泊施設の確保や輸送・交通対策に取り組みます。さらに、両大会をスムーズに運営できるよう、競技役員や手話通訳等の情報支援ボランティアを養成するほか、新たに運営ボランティアの募集を始めます。

政策名、施策名及び事業の内容

- 3 三重県国民体育大会運営基金積立金 200,854千円
 【(24102)国民体育大会の開催準備の推進】
 (第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 1 スポーツ推進費)
 2021年の三重とこわか国体の運営に必要な財源の確保を図るため、財政負担の平準化の観点から、基金への積み立てを行います。
- 4 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿事業 466,709千円
 【(24103)スポーツ施設の充実】
 (第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 2 スポーツ施設費)
 指定管理者制度を活用して、利用者のニーズに応じた効率的・効果的な管理運営を行うとともに、施設・設備の改修等を行います。
- 5 三重交通G スポーツの杜 伊勢事業 75,837千円
 【(24103)スポーツ施設の充実】
 (第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 2 スポーツ施設費)
 指定管理者制度を活用して、利用者のニーズに応じた効率的・効果的な管理運営を行うとともに、施設の改修にかかる設計業務等を行います。
- 6 県営松阪野球場事業 21,122千円
 【(24103)スポーツ施設の充実】
 (第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 2 スポーツ施設費)
 指定管理者制度を活用して、利用者のニーズに応じた効率的・効果的な管理運営を行います。
- 7 県営ライフル射撃場事業 17,402千円
 【(24103)スポーツ施設の充実】
 (第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 2 スポーツ施設費)
 指定管理者制度を活用して、利用者のニーズに応じた効率的・効果的な管理運営を行うとともに、施設の整備を行います。

〈施策名：(242)地域スポーツと障がい者スポーツの推進〉

- 1 地域スポーツ推進事業 39,728千円
 【(24201)地域スポーツの活性化】
 (第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 1 スポーツ推進費)
 県民の皆さんがスポーツを「する」「みる」「支える」ための機運の醸成を図るため、みえのスポーツフォーラムの開催などスポーツ推進月間における取組を行うとともに、総合型地域スポーツクラブに対する効果的な支援やスポーツ関係団体が行う事業の支援等を行います。

政策名、施策名及び事業の内容

- 2 地域スポーツイベント開催事業 15,584千円
 【(24201)地域スポーツの活性化】
 (第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 1 スポーツ推進費)
 県民の皆さんがスポーツに親しむ機会の充実を図るため、引き続き、みえスポーツフェスティバル及び美し国三重市町対抗駅伝を開催します。
- 3 スポーツを通じた地域の活性化支援事業 243千円
 【(24201)地域スポーツの活性化】
 (第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 1 スポーツ推進費)
 市町等のスポーツによる地域活性化の取組を支援するとともに、みえのスポーツ応援隊を運営し、県内のスポーツイベントの開催を支援します。また、Jリーグクラブ誕生をめざし調査研究等を行うとともに、関係者が進める検討に参画していきます。
- 4 (新)東京2020大会に向けた「オール三重」推進体制構築事業 28,118千円
 <事業実施期間：平成31年度～平成32年度>
 【(24201)地域スポーツの活性化】
 (第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 1 スポーツ推進費)
 県内のスポーツへの機運醸成や地域活性化、人材育成を図るため、東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ地誘致実現に向けて、関係市町等と連携して誘致活動に取り組んでいきます。カナダアーティスティックスイミングチームのキャンプ実施に合わせて、「カナダ応援事業」を実施するとともに、カナダレスリングチームや英国パラスイミングチームの事前キャンプ実施に合わせて、交流事業を実施します。また、聖火リレーについて、県内市町ほか関係機関等と連携し運営準備を進めます。

《政策名：地域の活力の向上》

〈施策名：(251)南部地域の活性化〉

- 1 豊かな自然を活かしたアウトドアスポーツまるごとPR事業 1,750千円
 【(25101)住み続けたいくなる取組】
 (第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)
 南部地域の豊かな自然を活かしたアウトドアスポーツの魅力を発信することで誘客促進や産業振興等を図る、複数市町が連携して行う取組について、南部地域活性化基金等を活用して支援します。

政策名、施策名及び事業の内容

- 2 地域インターン推進事業 1,531千円
【(25102) 戻りたくなる取組】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)
南部地域の小規模事業者等を対象としたインターンシップを実施することでU・Iターン就職を促進する、複数市町が連携して行う取組について、南部地域活性化基金等を活用して支援します。
- 3 選ばれる南部地域を目指して推進事業 9,756千円
【(25103) 暮らしたくなる取組】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)
都市部で暮らす人が南部地域でいきいきと生活する人と交流するイベントや実際に地域を訪れるツアーなど、南部地域の定住に向け複数市町が連携して行う取組について、南部地域活性化基金等を活用して支援します。
また、住民と関係人口の主体的な地域づくり活動を促進する「度会県」の取組を進めます。
さらに、地域おこし協力隊を対象に初任者研修や実践的な研修を行うとともに、隊員の任期終了後の定住・定着を促進するため、OB・OGを含めた隊員のネットワーク化に取り組みます。

〈施策名：(252) 東紀州地域の活性化〉

- 1 東紀州地域振興推進事業 3,655千円
【(25201) 地域の自立に向けた環境整備】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)
東紀州地域振興公社を活用し、地域と一体となった観光振興、産業振興、まちづくりの取組を推進し、地域の活性化につなげます。
- 2 東紀州地域集客交流推進事業 69,550千円
【(25202) 地域資源を生かした集客交流】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)
熊野古道センターを通じて熊野古道をはじめとした東紀州地域の歴史・文化、自然等を地域内外に発信するとともに、集客交流を推進します。また、平成31年度で指定管理期間が終了することから選定委員会を開催し、次期指定管理者を選定します。

政策名、施策名及び事業の内容

- | | | |
|---|--|-----------|
| 3 | (一部新)世界と結ぶ東紀州インバウンド事業
【(25202) 地域資源を生かした集客交流】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)
熊野古道世界遺産登録 15 周年をPRするため、奈良県、和歌山県や中部各県等と連携し、欧米豪を中心とした個人の外国人旅行者（FIT）を主なターゲットに、東紀州地域の戦略的な情報発信・誘客促進に取り組みます。 | 9,380 千円 |
| 4 | 熊野古道活用促進事業
【(25202) 地域資源を生かした集客交流】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)
熊野古道世界遺産登録 15 周年を迎え、記念イベントを開催するとともに、市町、関係団体等によるイベント等を集中的に実施する「熊野古道ウィーク」を秋に設定します。また、この期間にあわせて東紀州地域へのアクセスの充実を図ります。 | 13,060 千円 |
| 5 | 世界に拓く東紀州観光地域づくり支援事業
【(25202) 地域資源を生かした集客交流】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)
東紀州地域の市町等が連携して行うインバウンドの受入環境の整備や海外での観光プロモーション等の取組を支援します。 | 3,886 千円 |
| 6 | (新) 地域の誇り次世代継承プロジェクト事業
<事業実施期間：平成 31 年度～平成 33 年度>
【(25202) 地域資源を生かした集客交流】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)
熊野古道世界遺産登録 15 周年を契機として、熊野古道や周辺地域の豊かな自然、歴史、文化等の価値を次世代に継承するため、東紀州地域の小中学生が地域に古くから伝わる技術や伝統を体験したり、地元高校生が地域の魅力を発掘し外国人等を対象にツアーを企画する取組を行います。 | 4,010 千円 |
| 7 | 選ばれる東紀州地域を目指して産業活性化支援事業
【(25203) 地域資源を生かした産業振興】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)
東紀州地域の市町や関係団体が連携して行う地域産品の高付加価値化や販路拡大等、選ばれる東紀州地域を目指す取組を支援します。また、観光サービスのブラッシュアップ等、来訪者の満足度の向上を図る取組を支援します。 | 7,298 千円 |

政策名、施策名及び事業の内容

〈施策名：(253) 中山間地域・農山漁村の振興〉

- 1 みえのみらいづくり塾開催事業 4,303 千円
【(25301) 中山間地域等における持続可能なコミュニティづくり】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)
中山間地域等での、住民が主体となった地域づくり活動に意欲のある将来の担い手などを対象に、地域づくりに関するワークショップ手法の学習などを含む研修を市町と連携して実施し、今後の地域活動を担う人材を育成します。

- 2 地域活性化支援事業 2,645 千円
【(25302) 過疎・離島・半島地域の振興】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)
過疎地域等条件不利地域において、魅力と活力ある地域づくりを推進するため、市町が行う住民の身近な生活課題を解決するための取組や地域の特色を生かした活性化の取組に対して支援します。

〈施策名：(254) 移住の促進〉

- 1 (一部新) ええとこやんか三重移住促進事業 35,356 千円
【(25401) 移住促進に向けた情報発信の推進】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)
「ええとこやんか三重 移住相談センター」を中心に、きめ細かな相談対応を行うとともに、新たに、移住希望者が地域の現状を知ったうえで課題解決のためのプランを提案する場をつくることなどにより、若者と地域の思いをつなぐきっかけづくりに取り組みます。

- 2 移住促進のための市町支援事業 289 千円
【(25402) 移住受入体制の整備】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)
移住者を受け入れる市町の体制整備をさらに強化するため、県が把握した移住希望者のニーズを市町と共有するなど県と市町との連携を図る市町担当者会議を開催するとともに、移住促進の効果的な手法等を検討する研修会を実施します。

政策名、施策名及び事業の内容

(施策名：(256)市町との連携による地域活性化)

- 1 地域づくり調整事業 22,192千円
【(25601)市町との連携・協働による地域づくり】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)
「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組等により、住民に最も身近な自治体である市町との連携を強化して、市町や地域の実情に応じた地域づくりの支援に取り組めます。

- 2 宮川流域圏づくり推進事業 1,965千円
【(25601)市町との連携・協働による地域づくり】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)
地域が主体的に取り組む地域づくりを促進していくため、引き続き「宮川流域ルネッサンス協議会」に参画し、宮川流域圏づくりを推進します。

- 3 市町振興事務費 6,492千円
【(25602)市町行財政運営の支援】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 2 市町振興費)
市町が行政事務を適正かつ的確に処理するとともに、安定的な財政運営を行うことができるよう、適切な助言や支援を行います。

- 4 特定振興地域推進事業 11,086千円
【(25603)特定地域の活性化】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)
大仏山地域に整備した散策路等の適切な維持管理を行うとともに、将来の多様な主体の参画に向けた検討を進めます。

- 5 木曾岬干拓地整備事業 1,043,415千円
【(25603)特定地域の活性化】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)
県土地開発公社が国から先行取得した土地の買戻し、排水機場の修繕や維持管理・わんぱく原っぱの維持管理等を行うとともに、企業誘致に必要な基盤整備等の取組を進めます。

政策名、施策名及び事業の内容

- 6 奥伊勢湖環境保全対策協議会負担金 5,000千円
 【(25603)特定地域の活性化】
 (第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)
 奥伊勢湖環境保全対策協議会に参画し、奥伊勢湖の豊かな自然環境を守るための活動を支援します。また、宮川の流量回復等の課題については、宮川流域振興調整会議等を活用して検討を進めます。

《政策名：安心と活力を生み出す基盤》

《施策名：(352)公共交通の確保と活用》

- 1 地方バス路線維持確保事業 272,067千円
 【(35201)生活交通の維持・確保】
 (第2款 総務費 第6項 地域振興費 4 交通政策費)
 地域間を結ぶ幹線バスの運行経費等に国と協調して補助するほか、県の生活交通確保対策協議会、市町の公共交通会議等において、地域公共交通の維持・確保に取り組みます。
- 2 鉄道利便性・安全性確保等対策事業 120,468千円
 【(35201)生活交通の維持・確保】
 (第2款 総務費 第6項 地域振興費 4 交通政策費)
 地方自治体を含む中小鉄道事業者が行う鉄道の安全性・利便性の向上を図るための施設整備等や、鉄道事業者が行う施設の耐震対策について、国や沿線市町等と協調して支援します。
- 3 伊勢鉄道基盤強化等対策事業 61,450千円
 【(35203)広域交通ネットワーク機能の向上】
 (第2款 総務費 第6項 地域振興費 4 交通政策費)
 伊勢鉄道株式会社が行う安全性・利便性の向上を図るための施設整備等について、国の制度も活用しながら関係市町等と連携して支援します。
- 4 モビリティ・マネジメント力育成事業 938千円
 【(35202)モビリティ・マネジメント力の向上】
 (第2款 総務費 第6項 地域振興費 4 交通政策費)
 「モビリティ・マネジメント」に関する研修や啓発、仕組みづくりに市町や交通事業者等と連携して取り組みます。また、自転車の活用に関する検討を進めます。

政策名、施策名及び事業の内容

- 5 航空関係費 16,339 千円
 【(35203) 広域交通ネットワーク機能の向上】
 (第2款 総務費 第6項 地域振興費 4 交通政策費)
 中部国際空港利用促進協議会や関西国際空港全体構想促進協議会等の活動を通じて、
 本県へのインバウンドの増加等に資する両空港の利用促進や機能の充実などに取り組み
 ます。
- 6 リニア中央新幹線関係費 6,060 千円
 【(35203) 広域交通ネットワーク機能の向上】
 (第2款 総務費 第6項 地域振興費 4 交通政策費)
 三重・奈良・大阪ルート及び県内駅位置の早期確定や東京・大阪間の早期全線開業に
 向け、関係府県、経済団体等と連携してJR東海のリニア事業に協力します。また、県
 内の気運醸成を図ります。

〈施策名：(354) 水資源の確保と土地の計画的な利用〉

- 1 工業用水道事業会計出資金 276,009 千円
 【(35401) 水資源の確保と水の安全・安定供給】
 (第2款 総務費 第6項 地域振興費 5 資源対策費)
 県勢振興のため先行的に確保している水源の工業用水に係る管理費等について、一般
 会計から工業用水道事業会計に出資します。
- 2 地籍調査費負担金 220,428 千円
 (257,526 千円 ※H30 年度2月補正含みベース)
 【(35402) 土地の基礎調査の推進】
 (第2款 総務費 第6項 地域振興費 5 資源対策費)
 土地取引の円滑化や土地資産の保全、災害復旧の迅速化等に資するため、地籍の明確
 化を図ることとし、地籍調査を実施する市町に対して、その取組を支援します。また、
 防災・減災等に向けた社会資本整備を計画している地域において、事業効果の早期実現
 や災害からの迅速な復旧・復興に資する地籍調査を実施する市町に対して、その取組を
 支援します。

政策名、施策名及び事業の内容

《行政運営》

〈行政運営名：(6) 情報システムの安定運用〉

- 1 (一部新) 情報ネットワーク維持管理費 291,364 千円
【(40601) 行政WAN等の基幹ネットワークの安定した運用】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 3 情報対策費)
情報ネットワークの安定運用に努めるとともに、次期ネットワークにおいて働き方改革を推進するため、多様な働き方の実現に向けたモバイルワークの導入についての実証研究等に取り組みます。
- 2 IT投資の効率化事業 207,727 千円
【(40602) 全庁の情報システム適正化】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 3 情報対策費)
各部局が保有している情報システムの適正化を図るため、外部専門家の助言を受けながら、PDCAサイクルによるシステムの審査、評価、支援を行うとともに、統合サーバ等の共通機能基盤の再構築に取り組みます。
- 3 申請・届出等オンライン受付システム整備推進事業 17,961 千円
【(40603) ITを利活用した行政サービスの提供】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 3 情報対策費)
電子申請・届出システムの安定運用や利用拡大に努め、いつでも、どこからでも県の行政手続きができるよう行政サービスの提供に取り組みます。
- 4 地域情報化推進事業 321,838 千円
【(40604) 情報通信環境の格差是正と市町の支援】
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 3 情報対策費)
県全域の共有デジタル地図の更新に向けて、市町と共同で整備を進めます。また、携帯電話の不通話地域の解消等に取り組むとともに、市町の自治体クラウド導入に向けた働きかけを行います。

平成31年度一般会計当初予算 主な債務負担行為一覧表

(新規)

事 項	期 間	限度額
住民基本台帳ネットワークシステムにおける代表端末等の運用管理支援委託に係る契約	平成32年度～平成36年度	千円 62,216
三重県情報ネットワーク運用保守業務委託の延長に係る契約	平成32年度	73,260
三重とこわか国体・三重とこわか大会開催準備に係る負担金	平成32年度	40,993
三重県立熊野古道センターの指定管理に係る協定	平成31年度～平成36年度	344,980

(2) 県営施設に係る指定管理者の更新に伴う債務負担行為の
設定について

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
三重県立熊野古道センターの指 定管理に係る協定	平成31年度 ～平成36年度	344,980

三重県立熊野古道センター指定管理者制度活用の方針

1 指定管理者を更新する施設

(1) 指定管理者制度活用の目的（期待する効果）

県では、三重県立熊野古道センター（以下「センター」という。）の管理について、民間事業者等が持つ知恵や豊富な知識などを効果的に活用することにより、センターの効用を最大限に発揮させ、もって県民サービスの向上と経費の削減を図るとともに、県が目指す施策の実現に寄与するため、指定管理者制度を活用します。

(2) 施設の設置目的（役割）

センターは、平成16年7月、ユネスコ（国連教育科学文化機関）の世界遺産に登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」のうち、三重県内の指定地（以下「熊野古道」という。）に関する歴史、自然、文化等を紹介するとともに、熊野古道やその周辺地域に関する活動及び交流の場の提供などを行うことにより、地域の振興に寄与することを目的として設置しています。

(3) 施設運営の基本的な方向性（運営方針）

センターは、熊野古道とその周辺地域の魅力を国内外に発信するとともに、熊野古道全般に関する窓口として利用者目線に立った情報提供を行い、人及び情報の交流を深める拠点となることを目指して、一層効果的な管理運営を図っていきます。

(4) 施設の概要

ア	施設の名称	三重県立熊野古道センター
イ	所在地	三重県尾鷲市大字向井字村島12番4
ウ	構造規模等	
	敷地面積	33,265.98 m ²
	延床面積	2,429.33 m ² (交流棟 852.93 m ² 、展示棟 852.93 m ² 、研究収蔵棟 723.47 m ²)
	構造	木造平屋建て（交流棟及び展示棟） 鉄筋コンクリート平屋建て（研究収蔵棟）

(5) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、要求水準、成果目標等）

指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、指定管理者が業務の遂行にあたり、県民に提供するサービスの水準を確保するため、個々の業務区分ごとに具体的な「要求水準」を募集要項の中で定めるとともに、業務の質の向上を図るため、次の「成果目標」を定めることを予定しています。

ア 業務の内容

- (ア) 熊野古道の歴史、自然及び文化に関する資料の収集、保管及び展示に関する業務
- (イ) 熊野古道及びその周辺地域に関する情報の収集及び提供に関する業務
- (ウ) 交流会、体験学習会等人及び情報の交流に関する業務
- (エ) 施設の利用許可等に関する業務
- (オ) 利用に係る料金の収受に関する業務
- (カ) 施設の維持管理に関する業務
- (キ) その他センターの管理運営上必要と認める業務

イ 成果目標

- (ア) 来場者数 115,000 人
- (イ) 施設稼働率 50%
- (ウ) 利用者満足度 95%

(6) 利用料金制採用の考え方

センターの管理運営にあたっては、指定管理者の民間的発想に基づく柔軟かつ機動性のある経営を引き出し、多様な県民ニーズに対応できるサービス提供や効率的な施設運営を目指して、利用料金制（地方自治法第244条の2第8項の「利用料金」をいう。）を採用します。

(7) 指定の期間（予定）

指定の期間は、平成32年4月1日から平成37年3月31日までの5年間で予定しています。

(8) 指定管理者に支払う施設管理経費の上限額

指定期間中における指定管理料の総額は、次に示す額を上限とします。
指定管理料の総額 344,980 千円（5年間）（消費税及び地方消費税を含む。）

（内訳）各年度における指定管理料概算額

平成32年度 68,996 千円

平成33年度 68,996 千円

平成34年度 68,996 千円

平成35年度 68,996 千円

平成36年度 68,996 千円

※上記上限額は、消費税及び地方消費税の額を10%と見込んで算定しています。

2 指定管理者の募集及び選定等に関する事項

(1) 募集の方法

広く民間事業者等のノウハウを活用し、より一層の効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者を公募により選定する予定です。

(2) 選定委員会の構成と委員選定の視点

指定管理候補者の選定にあたり、その選定過程や手続きの透明性・公正性を高めていくため、県職員以外の有識者等で構成する「三重県立熊野古道センター指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」を設置します。

選定委員会は、学識、経験、男女比などを考慮した上、経営に関する有識者、施設利用代表者・地域住民代表者（公募により選定）などによる5名の民間委員で構成することを予定しています。

(3) 審査の方法及び審査基準等の考え方

選定委員会では、応募者から提出された事業計画書等についてヒアリングを実施した上で、次の選定基準等に基づき総合的な審査を行います。

県は、選定委員会の審査結果を踏まえ、最適と認められる応募者を指定管理者の候補者として選定します。

〔選定基準〕

- ①事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- ②事業計画の内容が、センターの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- ③事業計画の内容が、センターの施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
- ④事業計画の内容が、センターの施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- ⑤指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有していること。

なお、詳細な審査基準、配点については、選定委員会で決定します。

3 今後の日程に関する事項（予定）

31年	2月	平成31年2月定例会に、債務負担行為設定の予算議案を提出
	5月～	選定委員会の開催（審査基準、配点表等を決定）
	6月	募集開始
	10月	平成31年9月定例会に、指定管理候補者の選定状況を報告
	11月	指定管理候補者の決定 平成31年11月定例会に、指定管理者指定議案を提出
32年	1月	指定管理者の指定
	2月	指定管理者と協定締結
	4月	指定管理者による施設管理開始

2 議案第79号 平成30年度三重県一般会計補正予算(第4号)【地域連携部関係】について
 平成30年度三重県一般会計補正予算(第4号) 主要項目一覧表

(単位:千円)

款 項 目	事 業 目	補正前の額	補正額	補正後の 予算額	補 正 の 概 要
一般会計		10,842,291	△ 218,135	10,624,156	
(第2款) 総務費		10,842,291	△ 218,135	10,624,156	
(第6項) 地域振興費		8,063,846	△ 120,438	7,943,408	
(第1目) 地域振興費		4,487,212	△ 33,456	4,453,756	
	伊勢志摩であい交流スクエア整備事業費				
	伊勢志摩であい交流スクエア整備事業費	108,052	△ 25,959	82,093	汚水配水管設置工事にかかる工事請負費の減等
	過疎・離島等振興対策費 離島航路支援事業費	11,823	10,739	22,562	燃料費の高騰等に伴う補助額の増
	木曾岬干拓地整備事業費 木曾岬干拓地整備事業費	967,504	△ 22,948	944,556	水道整備負担金等の減
(第2目) 市町振興費		950,103	△ 66,519	883,584	
	市町振興費 住民基本台帳ネットワークシステム整備事業費	69,441	△ 10,019	59,422	地方公共団体情報システム機構の負担金等の減
	市町村振興事業基金交付金 市町村振興事業基金交付金	737,739	△ 56,167	681,572	全国市町村振興宝くじの売りさばき額及び収益金額の確定に伴う交付金の減
(第4目) 交通政策費		964,870	△ 11,121	953,749	
	生活交通活性化促進事業費 鉄道利便性・安全性確保等対策事業費	152,456	△ 11,355	141,101	鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金の減
(第12項) スポーツ推進費		2,380,690	△ 98,802	2,281,888	
(第1目) スポーツ推進費		1,628,877	△ 94,766	1,534,111	
	第76回国民体育大会開催準備事業費				
	第76回国民体育大会開催準備事業費	594,371	△ 81,436	512,935	市町競技施設整備費補助金等の減
	競技力向上対策事業費 国民体育大会派遣事業費	88,927	△ 15,596	73,331	国体への選手派遣経費の減

平成30年度三重県一般会計補正予算(第4号) 繰越明許費一覧表

(追加)

(単位:千円)

事業名	繰越額	説明
[県土基礎調査推進事業費] 社会資本整備円滑化地籍整備交付金	4,557	社会資本整備円滑化地籍整備交付金を活用して実施する地籍調査事業の一部において、年度内の完了が困難となったため
[広域鉄道維持確保対策事業費] 伊勢鉄道基盤強化等対策事業費	16,667	鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金の対象となる車両検査において不具合が発見され、その修理用部材の調達に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため
[第76回国民体育大会開催準備事業費] 第76回国民体育大会開催準備事業費	240,788	第76回国民体育大会市町競技施設整備事業費補助金の対象となる、市発注の施設整備工事において、設計や資材の見直し等に時間を要し、年度内の完了が困難となったため

平成30年度三重県一般会計補正予算(第4号)債務負担行為一覧表

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
住民基本台帳ネットワークシステム県内ネットワーク監視及び保守委託契約	平成30年度～平成31年度	28,315
住民基本台帳ネットワークシステム都道府県サーバ集約センター運用監視等委託契約	平成30年度～平成31年度	8,758

(議案補充説明)

3 条例改正について

番号	議案番号	条例名	改正内容	施行日
1	議案第26号	三重県立熊野古道センター条例の一部を改正する条例案	・消費税法等の一部改正に伴う料金の改定 ・新たな貸付対象とする小ホール及び大ホールの利用料金の設定	平成31年10月1日 平成32年4月1日 (一部公布の日)
2	議案第27号	三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱ条例の一部を改正する条例案	・消費税法等の一部改正に伴う料金の改定	平成31年10月1日
3	議案第52号	三重県都市公園条例の一部を改正する条例案 【三重県営総合競技場関係分】	・消費税法等の一部改正に伴う料金の改定	平成31年10月1日 (一部公布の日)
4	議案第59号	三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の一部を改正する条例案	・消費税法等の一部改正に伴う料金の改定	平成31年10月1日 (一部公布の日)
5	議案第61号	三重県営松阪野球場条例の一部を改正する条例案	・消費税法等の一部改正に伴う料金の改定	平成31年10月1日 (一部公布の日)
6	議案第62号	三重県営ライフル射撃場条例の一部を改正する条例案	・消費税法等の一部改正に伴う料金の改定	平成31年10月1日 (一部公布の日)
7	議案第65号	三重県立ゆめドームうえの条例の一部を改正する条例案	・消費税法等の一部改正に伴う料金の改定	平成31年10月1日 (一部公布の日)

議案第二十六号

三重県立熊野古道センター条例の一部を改正する条例案

右提出する。

平成三十一年二月十四日

三重県知事 鈴木英敬

三重県立熊野古道センター条例の一部を改正する条例

三重県立熊野古道センター条例（平成十八年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後													改正前																
別表（第十一条、第十八条関係）													別表（第十一条、第十八条関係）																
区分			非常設展示室			映像ホール			会議室			和室			区分			非常設展示室			映像ホール			会議室			和室		
午後六時から	午後九時から	午後一時から	午後五時	午後八時	午後十一時	午後六時	午後八時	午後十一時	午後六時	午後八時	午後十一時	午後六時	午後八時	午後十一時	午後六時	午後八時	午後十一時	午後六時	午後八時	午後十一時	午後六時	午後八時	午後十一時	午後六時	午後八時	午後十一時	午後六時	午後八時	午後十一時
で	時	時	時	時	時	で	時	時	時	時	時	で	時	時	時	時	時	で	時	時	時	時	時	で	時	時	時	時	
四、三	五、八	五、八	七〇円	三〇円	三〇円	六、五	八、七	八、七	六〇円	五〇円	五〇円	六、二	八、三	八、三	七〇円	三〇円	三〇円	四、三	五、七	五、七	〇〇円	三〇円	三〇円	六、一	八、二	八、二	六〇円	〇〇円	〇〇円
三、五	四、七	四、七	三〇円	一〇円	一〇円	六、五	八、七	八、七	六〇円	五〇円	五〇円	六、二	八、三	八、三	七〇円	三〇円	三〇円	四、三	五、七	五、七	〇〇円	三〇円	三〇円	六、一	八、二	八、二	六〇円	〇〇円	〇〇円
三、五	四、七	四、七	三〇円	一〇円	一〇円	六、五	八、七	八、七	六〇円	五〇円	五〇円	六、二	八、三	八、三	七〇円	三〇円	三〇円	四、三	五、七	五、七	〇〇円	三〇円	三〇円	六、一	八、二	八、二	六〇円	〇〇円	〇〇円
一、〇	一、三	一、三	二〇円	七〇円	七〇円	一、〇	一、三	一、三	二〇円	七〇円	七〇円	一、〇	一、三	一、三	二〇円	七〇円	七〇円	一、〇	一、三	一、三	二〇円	七〇円	七〇円	一、〇	一、三	一、三	二〇円	七〇円	七〇円
九、四	一一、二	一一、二	〇〇円	五三〇円	五三〇円	九、四	一一、二	一一、二	〇〇円	五三〇円	五三〇円	九、二	一一、〇	一一、〇	三〇円	三三〇円	三三〇円	九、二	一一、〇	一一、〇	三〇円	三三〇円	三三〇円	九、二	一一、〇	一一、〇	三〇円	三三〇円	三三〇円
六、二	八、三	八、三	七〇円	五〇円	五〇円	六、二	八、三	八、三	七〇円	五〇円	五〇円	六、一	八、二	八、二	六〇円	〇〇円	〇〇円	六、一	八、二	八、二	六〇円	〇〇円	〇〇円	六、〇	八、一	八、一	六〇円	〇〇円	〇〇円
六、五	八、七	八、七	六〇円	五〇円	五〇円	六、五	八、七	八、七	六〇円	五〇円	五〇円	六、四	八、六	八、六	五〇円	〇〇円	〇〇円	六、四	八、六	八、六	五〇円	〇〇円	〇〇円	六、四	八、六	八、六	五〇円	〇〇円	〇〇円
四、三	五、八	五、八	七〇円	三〇円	三〇円	四、三	五、八	五、八	七〇円	三〇円	三〇円	四、三	五、七	五、七	〇〇円	三〇円	三〇円	四、三	五、七	五、七	〇〇円	三〇円	三〇円	四、三	五、七	五、七	〇〇円	三〇円	三〇円
五、三	七、〇	七、〇	五、三	七、〇	七、〇	五、三	七、〇	七、〇	五、三	七、〇	七、〇	五、二	六、九	六、九	五、二	六、九	六、九	五、二	六、九	六、九	五、二	六、九	六、九	五、二	六、九	六、九	五、二	六、九	六、九

備考 (略)	体験学 習室		大ホー ル		小ホー ル		川	
	徴収する 場合	徴収しな い場合	徴収する 場合	徴収しな い場合	徴収する 場合	徴収しな い場合	徴収する 場合	徴収しな い場合
	二、〇 三〇円	三〇円	五、六 九〇円	九〇円	四、六 六〇円	五〇円	六、九 七〇円	七〇円
	二、七 一〇円	一〇円	七、五 九〇円	五〇円	六、二 七〇円	一〇円	九、三 一〇円	七〇円
〇〇円	七〇円	八〇円	八〇円	三〇円	三八〇 六四〇 円	八、五 一一、 一二、	三〇円	七〇円

備考 (略)	体験学 習室		大ホー ル		小ホー ル		川	
	徴収する 場合	徴収しな い場合	徴収する 場合	徴収しな い場合	徴収する 場合	徴収しな い場合	徴収する 場合	徴収しな い場合
	二、〇 三〇円	三〇円	五、六 九〇円	九〇円	四、六 六〇円	五〇円	六、九 七〇円	七〇円
	二、七 一〇円	一〇円	七、五 九〇円	五〇円	六、二 七〇円	一〇円	九、三 一〇円	七〇円
〇〇円	五〇円	八〇円	八〇円	三〇円	三八〇 六四〇 円	八、五 一一、 一二、	三〇円	七〇円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 次項及び附則第三項の規定 公布の日
- 二 別表の改正規定(別表体験学習室の項の次に二項を加える改正規定を除く。) 平成三十一年十月一日
- 三 別表体験学習室の項の次に二項を加える改正規定 平成三十二年四月一日
(準備行為)

2 前項第二号に掲げる規定の施行の日前において、三重県立熊野古道センター条例第三条第一項に規定する指定管理者から同条例第十八条第二項の規定により利用料金の承認の申請があつた場合には、知事は、当該利用料金の変更の理由が消費税法等の一部改正によるものであるときに限り、前項第二号に掲げる規定による改正後の三重県立熊野古道センター条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

3 三重県立熊野古道センター条例第三条第一項の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日前においても同号に掲げる規定による改正後の三重県立熊野古道センター条例の規定の例により行うことができる。

提案理由

消費税法等の一部改正に鑑み、三重県立熊野古道センターの施設等の利用に係る料金の額を改定するとともに、新たに貸付対象とする場所の利用に係る料金の額について定める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第二十七号

三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱ条例の一部を改正する条例案
右提出する。

平成三十一年二月十四日

三重県知事 鈴木英敬

三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱ条例の一部を改正する条例
三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱ条例（平成二十五年三重県条例第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(使用料)				(使用料)			
<p>第六条 前条第一項の許可（同項第二号に係る許可を除く。）を受けた者は、次の表に定める額の使用料を当該許可を受けた際納付しなければならない。</p>				<p>第六条 前条第一項の許可（同項第二号に係る許可を除く。）を受けた者は、次の表に定める額の使用料を当該許可を受けた際納付しなければならない。</p>			
2	2	2	2	2	2	2	2
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
区分	単位	金額	区分	単位	金額	区分	単位
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
業として写真、映画等を撮影する場合（他の利用者の利用を妨げるものに限る。）	日額一台	一、三二〇円	業として写真、映画等を撮影する場合（他の利用者の利用を妨げるものに限る。）	日額一台	一、二九〇円	業として写真、映画等を撮影する場合（他の利用者の利用を妨げるものに限る。）	日額一台

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱ条例第五条第一項に規定する使用の許可を受けたものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法等の一部改正に鑑み、三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱの施設の使用料の額を改定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第五十二号

三重県都市公園条例の一部を改正する条例案

右提出する。

平成三十一年二月十四日

三重県知事 鈴木英敬

三重県都市公園条例の一部を改正する条例

三重県都市公園条例(昭和四十七年三重県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
一 (略)	(略)	(略)	一 (略)	(略)	(略)
二 公園施設を管理する場合	年額一平方メートル	六六〇円	二 公園施設を管理する場合	年額一平方メートル	六四〇円
三 (略)	(略)	(略)	三 (略)	(略)	(略)
四 行為の許可受者が次に掲げる行為をする場合			四 行為の許可受者が次に掲げる行為をする場合		
イ (略)	(略)	(略)	イ (略)	(略)	(略)
ロ ケーシヨンを行うもの	日額一台	一、三三〇円	ロ ケーシヨンを行うもの	日額一台	一、二九〇円
ハ (略)	(略)	(略)	ハ (略)	(略)	(略)
五 北勢中央公園の公園施設を利用する場			五 北勢中央公園の公園施設を利用する場		
合			合		
イ 野球場	一時間	児童生徒 等 五五 円 その他の 者 一、一〇〇円	イ 野球場	一時間	児童生徒 等 五四 円 その他の 者 一、〇八〇円
夜間照明設備を利用			夜間照明設備を利用		

別表第二(第十条、第十四条の十六関係)

別表第二(第十条、第十四条の十六関係)

六
の公園施設を
大仏山公園

口 野球場附二時間
属施設等(本
部室、放送室
及び放送設
備をいう。)

ハ テニスコート時間一面
ト

する場 合は、 右の金 額にそ れぞれ 五、五 〇〇円 を加算 した額 とす る。	児童生徒 等 三三	〇円	その他の 者 六六	〇円	児童生徒 等 三三	〇円	その他の 者 五五	〇円	夜間照 明設備 を利用 する場 合は、 右の金 額にそ れぞれ 一、一 〇〇円 を加算 した額 とす る。
---	--------------	----	--------------	----	--------------	----	--------------	----	--

六
の公園施設を
大仏山公園

口 野球場附二時間
属施設等(本
部室、放送室
及び放送設
備をいう。)

ハ テニスコート時間一面
ト

する場 合は、 右の金 額にそ れぞれ 五、四 〇〇円 を加算 した額 とす る。	児童生徒 等 三二	〇円	その他の 者 六四	〇円	児童生徒 等 三二	〇円	その他の 者 五四	〇円	夜間照 明設備 を利用 する場 合は、 右の金 額にそ れぞれ 一、〇 八〇円 を加算 した額 とす る。
---	--------------	----	--------------	----	--------------	----	--------------	----	--

利用する場合	イ	野球場	一時間	児童生徒	等	五五	○円	その他の	者	五五	○円	夜間照	明設備	を利用	する場	合は、	右の金	額にそ	れぞれ	一、一	○円	を加算	した額
利用する場合	ロ	テニスコート	二時間一面	児童生徒	等	三三	○円	その他の	者	五五	○円	夜間照	明設備	を利用	する場	合は、	右の金	額にそ	れぞれ	五、五	○円	を加算	した額

利用する場合	イ	野球場	一時間	児童生徒	等	五四	八〇円	その他の	者	五四	○円	夜間照	明設備	を利用	する場	合は、	右の金	額にそ	れぞれ	一、〇	八〇円	を加算	した額
利用する場合	ロ	テニスコート	二時間一面	児童生徒	等	三二	○円	その他の	者	五四	○円	夜間照	明設備	を利用	する場	合は、	右の金	額にそ	れぞれ	五、四	○円	を加算	した額

七 (略)	ハ ゲートボ ール場	一時間一面 (略)	とす る。 (略)
----------	------------------	--------------	-----------------

備考

一〇七 (略)

八 公園施設の設置又は都市公園の占用に係る許可の期間が一月未満であるときには消費税及び地方消費税を徴収し、この表に掲げる金額をもつて計算した額に百分の百十を乗じて得た額を徴収する額とする。ただし、許可の期間が一月以上であるときには消費税及び地方消費税は徴収しない。

九 使用料の額に一円未満の端数があるときは、当該使用料の額の端数は、切り捨てるものとする。

別表第三(五十鈴公園の公園施設を利用する場合)

一 三重県管総合競技場の施設(会議室及びステージを除く。)

イ 全部利用の場合

区分	金額	
	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
アマチュアスポーツに利用する場合	三、〇四〇円	九、〇一〇円
営利を目的として利用する場合	七四、二八〇円	一四、八八〇円
その他の催物に利用する場合	一四、八八〇円	〇円
アマチュアスポーツに利用する場合	一、五六〇円	四、五〇〇円
入場料を徴収しない場合	〇円	〇円
入場料を徴収する場合	〇円	〇円

七 (略)	ハ ゲートボ ール場	一時間一面 (略)	とす る。 (略)
----------	------------------	--------------	-----------------

備考

一〇七 (略)

別表第三(五十鈴公園の公園施設を利用する場合)

一 三重県管総合競技場の施設(会議室及びステージを除く。)

イ 全部利用の場合

区分	金額	
	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
アマチュアスポーツに利用する場合	二、九九〇円	八、八五〇円
営利を目的として利用する場合	七二、九三〇円	一四、六一〇円
その他の催物に利用する場合	一四、六一〇円	〇円
アマチュアスポーツに利用する場合	一、五四〇円	四、四二〇円
入場料を徴収しない場合	〇円	〇円
入場料を徴収する場合	〇円	〇円

別館	場合	
	利用を目的として 利用する場合	その他の催物に利 用する場合
	三七、一八〇円	七、五三〇円
陸上競 技場	アマチュア徴収しな 入場料を 三、五七〇円	アマチュア入場料を 徴収する場合 一〇、三四〇円
	営利を目的として 利用する場合 八五、六二〇円	その他の催物に利 用する場合 一七、二四〇円
補助競 技場	アマチュアスポーツ に利用する場合 一、八三〇円	営利を目的として 利用する場合 四三、五九〇円
	その他の催物に利 用する場合 八、六五〇円	付帯投資を目的として 利用する場合 四三、五九〇円
多目的 広場	アマチュアスポーツ に利用する場合 一、八三〇円	その他の催物に利 用する場合 八、六五〇円
	その他の催物に利 用する場合 一、五二〇円	その他の催物に利 用する場合 八、六五〇円
備考 (略)		
口 部分利用の場合		
区分		金額
体育館	児童生徒等 五八〇円	
体育館	その他の者 一、二〇〇円	
体育館別館	児童生徒等 (略)	
体育館別館	その他の者 七八〇円	
備考 (略)		
ハ (略)		
ニ 飲食サービス、物品販売サービスそ 他のサービスを提供する場合		

別館	場合	
	利用を目的として 利用する場合	その他の催物に利 用する場合
	三六、五一〇円	七、四〇〇円
陸上競 技場	アマチュア徴収しな 入場料を 三、五一〇円	アマチュア入場料を 徴収する場合 一〇、一六〇円
	営利を目的として 利用する場合 八四、〇七〇円	その他の催物に利 用する場合 一六、九三〇円
補助競 技場	アマチュアスポーツ に利用する場合 一、八〇〇円	営利を目的として 利用する場合 四二、八〇〇円
	その他の催物に利 用する場合 八、五〇〇円	付帯投資を目的として 利用する場合 四二、八〇〇円
多目的 広場	アマチュアスポーツ に利用する場合 一、八〇〇円	その他の催物に利 用する場合 八、五〇〇円
	その他の催物に利 用する場合 一、五〇〇円	その他の催物に利 用する場合 八、五〇〇円
備考 (略)		
口 部分利用の場合		
区分		金額
体育館	児童生徒等 五七〇円	
体育館	その他の者 一、一八〇円	
体育館別館	児童生徒等 (略)	
体育館別館	その他の者 七七〇円	
備考 (略)		
ハ (略)		
ニ 飲食サービス、物品販売サービスそ 他のサービスを提供する場合		

区分	金額
一平方メートル当たり	一、〇一〇円

備考 (略)

二 三重県営総合競技場の会議室及びス
テージ

区分	金額	
	第一会議室	九一〇円
	第二会議室	一、一五〇円
	第三会議室	九一〇円
	ステージ(アマチュアスポーツに利用する場合を除く。)	二、四一〇円
陸上競	会議室(一室当たり)	一、三九〇円
特別室		三、四六〇円

備考 (略)

三 三重県営総合競技場の設備等

イ 体育館

区分	金額
設備及び器具一点又は一式につき	一九、九〇〇円の範囲内において知事が定める額

ロ 体育館別館

区分	金額
設備及び器具一点又は一式につき	一九、九〇〇円の範囲内において知事が定める額

ハ 陸上競技場

区分	金額	
設備及び器具一点又は一式につき(次に範囲内において知掲げるものを除く。)	一九、九〇〇円のうち、知事が定める額	
アマチュアスポーツに利用	六、三九〇円	
大型映する場合		
像装置	アマチュアスポーツ以外に	一二、七八〇円

区分	金額
一平方メートル当たり	一、〇〇〇円

備考 (略)

二 三重県営総合競技場の会議室及びス
テージ

区分	金額	
	第一会議室	九〇〇円
	第二会議室	一、一三〇円
	第三会議室	九〇〇円
	ステージ(アマチュアスポーツに利用する場合を除く。)	二、三七〇円
陸上競	会議室(一室当たり)	一、三七〇円
特別室		三、四〇〇円

備考 (略)

三 三重県営総合競技場の設備等

イ 体育館

区分	金額
設備及び器具一点又は一式につき	一九、五四〇円の範囲内において知事が定める額

ロ 体育館別館

区分	金額
設備及び器具一点又は一式につき	一九、五四〇円の範囲内において知事が定める額

ハ 陸上競技場

区分	金額	
設備及び器具一点又は一式につき(次に範囲内において知掲げるものを除く。)	一九、五四〇円のうち、知事が定める額	
アマチュアスポーツに利用	六、二八〇円	
大型映する場合		
像装置	アマチュアスポーツ以外に	一二、五五〇円

	利用する場合	アマチュアス ポーツに利用 する場合	アマチュアス ポーツ以外に 利用する場合	照明灯 (二分 の一灯)	アマチュアス ポーツに利用 する場合	アマチュアス ポーツ以外に 利用する場合	照明灯 (五分 の一灯)	アマチュアス ポーツに利用 する場合	アマチュアス ポーツ以外に 利用する場合	照明灯 (十分 の一灯)	アマチュアス ポーツに利用 する場合	アマチュアス ポーツ以外に 利用する場合
		三九、一一〇円	一六、二九〇円	一九、五五〇円	六、五一〇円	七、八二〇円	三、九一〇円	三、二五〇円	三、九一〇円			

備考 (略)
二 補助競技場

	利用する場合	アマチュアス ポーツに利用 する場合	アマチュアス ポーツ以外に 利用する場合	照明灯 (四基)	アマチュアス ポーツに利用 する場合	アマチュアス ポーツ以外に 利用する場合	写真判定棟 (略)	器具一点又は一式に つき 事が定める額	一九、九〇〇円の 範囲内において知 事が定める額	区分 金額
		三、五六〇円	四、二七〇円							

	利用する場合	アマチュアス ポーツに利用 する場合	アマチュアス ポーツ以外に 利用する場合	照明灯 (二分 の一灯)	アマチュアス ポーツに利用 する場合	アマチュアス ポーツ以外に 利用する場合	照明灯 (五分 の一灯)	アマチュアス ポーツに利用 する場合	アマチュアス ポーツ以外に 利用する場合	照明灯 (十分 の一灯)	アマチュアス ポーツに利用 する場合	アマチュアス ポーツ以外に 利用する場合
		三二、〇〇〇円	三八、四〇〇円	一六、〇〇〇円	一九、二〇〇円	六、四〇〇円	七、六八〇円	三、二〇〇円	三、八四〇円			

備考 (略)
二 補助競技場

	利用する場合	アマチュアス ポーツに利用 する場合	アマチュアス ポーツ以外に 利用する場合	照明灯 (四基)	アマチュアス ポーツに利用 する場合	アマチュアス ポーツ以外に 利用する場合	写真判定棟 (略)	器具一点又は一式に つき 事が定める額	一九、五四〇円の 範囲内において知 事が定める額	区分 金額
		三、五〇〇円	四、二〇〇円							

備考 (略)		ホ 付帯投てき場		備考 (略)		ホ 付帯投てき場	
区分		金額		区分		金額	
器具一点又は一式につき		一九、九〇〇円の範囲内において知事が定める額		器具一点又は一式につき		一九、五四〇円の範囲内において知事が定める額	
アマチュアス		二、八五〇円		アマチュアス		二、八〇〇円	
ポーツに利用				ポーツに利用			
照明灯する場合				照明灯する場合			
(三基)アマチュアス				(三基)アマチュアス			
ポーツ以外に		三、五六〇円		ポーツ以外に		三、五〇〇円	
利用する場合				利用する場合			
備考 (略)		補助競技場及び付帯投てき場		備考 (略)		補助競技場及び付帯投てき場	
区分		金額		区分		金額	
アマチュアス		四、〇七〇円		アマチュアス		四、〇〇〇円	
ポーツに利用				ポーツに利用			
照明灯する場合				照明灯する場合			
(五基)アマチュアス				(五基)アマチュアス			
ポーツ以外に		五、〇九〇円		ポーツ以外に		五、〇〇〇円	
利用する場合				利用する場合			
備考 (略)		多目的広場		備考 (略)		多目的広場	
区分		金額		区分		金額	
設備及び器具一点又は一式につき		一九、九〇〇円の範囲内において知事が定める額		設備及び器具一点又は一式につき		一九、五四〇円の範囲内において知事が定める額	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の前において、三重県都市公園条例第十四条の三第一項に規定する指定管理者から同条例第十四条の十六第二項の規定により利用料金の承認の申請があった場合には、知事は、当該利用料金の変更の理由が消費税法等の一部改正によるものであるときに限り、この条例による改正後の三重県都市公園条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条第一項、
第六条第一項若しくは第三項又は三重県都市公園条例第四条第一項若しくは第二項の許
可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法等の一部改正に鑑み、都市公園の施設等に係る使用料の額の改定等を行う必要
がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第五十九号

三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の一部を改正する条例案
右提出する。

平成三十一年二月十四日

三重県知事 鈴木英敬

三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の一部を改正する条例
三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例(平成四年三重県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表の一を次のように改める。

一 スポーツガーデンのサッカー・ラグビー場

(一) 施設

区	分	金額			
		午前九時から 午後五時まで	午後五時から 午後九時まで		
		額(円)			
メインサ ッカー・ ラグビー 場	入場料を徴収 する場合	アマチュアス ポーツに利用 する場合	児童生徒等 その他の者	一一、三一〇	一三、二〇〇
		アマチュアス ポーツ以外 に利用する場合	児童生徒等 その他の者	一五、〇八〇	一七、九一〇
	入場料を徴収 しない場合	アマチュアス ポーツに利用 する場合	児童生徒等 その他の者	一五〇、八六〇	一七九、一三〇
		アマチュアス ポーツ以外 に利用する場合	児童生徒等 その他の者	三、七六〇	四、四〇〇
	第一グラウンド		二〇、一一〇	五、九六〇	二二、八八〇
	第二グラウンド		一、八八〇		
第三グラウンド		一、八八〇			
第四グラウンド		一、八八〇			
本部室		一、二六〇		一、五六〇	
第一会議室		二、二〇〇		二、八三〇	
第二会議室		一、二六〇		一、五六〇	

備考 一 金額は、一時間(一時間に満たない時間は、一時間とする。)当たりの額とする。

二 午前九時から午後九時までを除く時間に施設を利用する場合の金額は、その時間の直前又は直後の金額とする。

三 準備又は撤去のためにメインサッカー・ラグビー場又は第一グラウンドから第四グラウンドまでを利用する場合の金額は、それぞれメインサッカー・ラグビー場の項における「入場料を徴収しない場合」の「アマチュアスポーツに利用する場合」又は第一グラウンドから第四グラウンドまでの項に掲げる金額と

- する。
- 四 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。
- (一) 小学校就学前の者
- (二) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者
- 五 本部室、第一会議室又は第二会議室において冷暖房を利用する場合の金額は、この表に定める金額に一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たり百円を加算した額とする。

設備	区分		金額(円)
	区	分	
メインサツ カー・ラグ ビー場	電光掲示板	アマチュアスポーツに利用する場合	三七〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	一、二六〇
第三グラウンド	照明灯	アマチュアスポーツに利用する場合	一四、六六〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	二四六、一八〇
第四グラウンド	照明灯	アマチュアスポーツに利用する場合	一、一五〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	八、三七〇
放送設備	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	一四〇、三七〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	八、三七〇
照明灯	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	一四〇、三七〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	八、三七〇

備考 金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
ニ スポーツガーデンの水泳場		ニ スポーツガーデンの水泳場	
(一) 施設		(一) 施設	
イ 専用利用の場合		イ 専用利用の場合	
区分	金額(円)	区分	金額(円)
メイン プール	入場料を徴収する場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収する場合
その他	その他	その他	その他
児童生徒	児童生徒	児童生徒	児童生徒
その他	その他	その他	その他
児童生徒	児童生徒	児童生徒	児童生徒
その他	その他	その他	その他
児童生徒	児童生徒	児童生徒	児童生徒
その他	その他	その他	その他
児童生徒	児童生徒	児童生徒	児童生徒
その他	その他	その他	その他
児童生徒	児童生徒	児童生徒	児童生徒
その他	その他	その他	その他

備考 (略)	第三会議室	第二会議室	第一会議室	飛び込み				サブ		
				プール		入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合		入場料を徴収しない場合
				入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
				者	者	者	者	者	者	者
				その他の	児童生徒	児童生徒	児童生徒	児童生徒	児童生徒	児童生徒
				九、四	四、七	二八〇	九四、	一三〇	四七、	八三〇
				三〇	一〇	二八〇	九四、	一三〇	四七、	八三〇
				一、五	二〇	一、五	二〇	一、五	二〇	一、五
				二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇

備考 (略)
口 個人利用の場合

備考 (略)	メインプール、サブプール、飛び込み、みプール及びトレーニングルーム	分	単位	金額(円)

備考 (略)
(二) 設備等

備考	放送設備	区	分	単位	金額(円)

備考 (略)	第三会議室	第二会議室	第一会議室	飛び込み				サブ		
				プール		入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合		入場料を徴収しない場合
				入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
				者	者	者	者	者	者	者
				その他の	児童生徒	児童生徒	児童生徒	児童生徒	児童生徒	児童生徒
				九、二	四、六	五七〇	九二、	二八〇	四六、	五八〇
				六〇	三〇	五七〇	九二、	二八〇	四六、	五八〇
				一、五	二〇	一、五	二〇	一、五	二〇	一、五
				二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇

備考 (略)
口 個人利用の場合

備考 (略)	メインプール、サブプール、飛び込み、みプール及びトレーニングルーム	分	単位	金額(円)

備考 (略)
(二) 設備等

備考	放送設備	区	分	単位	金額(円)

各種競 取する場合	入場料を徴 一日につき	五、〇三〇
技用器 入場料を徴	一日につき	五、〇三〇
具一式 取しない場 合	一日につき	五、〇三〇

三 スポーツガーデンの庭球場
(一) 施設

区		センターコート						シエルコート						金額(円)			
分	区	入場	料を徴	しな	い場	合	入場	料を徴	しな	い場	合	入場	料を徴		しな	い場	合
アマチュ アスポー ト等	アマチュ アスポー ト等	アマチュ アスポー ト等	アマチュ アスポー ト等	アマチュ アスポー ト等	アマチュ アスポー ト等	アマチュ アスポー ト等	アマチュ アスポー ト等	アマチュ アスポー ト等	アマチュ アスポー ト等	アマチュ アスポー ト等	アマチュ アスポー ト等	アマチュ アスポー ト等	アマチュ アスポー ト等	アマチュ アスポー ト等	アマチュ アスポー ト等	アマチュ アスポー ト等	アマチュ アスポー ト等
三、〇四〇	六、〇八〇	六〇、三三〇	一、一五〇	二、三〇〇	九、八四〇	二、五一〇	一、二六〇	(略)	一、〇〇〇	五、〇三〇	(略)	二、二六〇	二、五一〇	二、二六〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

各種競 取する場合	入場料を徴 一日につき	四、九四〇
技用器 入場料を徴	一日につき	四、九四〇
具一式 取しない場 合	一日につき	四、九四〇

三 スポーツガーデンの庭球場
(一) 施設

区		センターコート						シエルコート						金額(円)			
分	区	入場	料を徴	しな	い場	合	入場	料を徴	しな	い場	合	入場	料を徴		しな	い場	合
アマチュ アスポー ト等	アマチュ アスポー ト等	アマチュ アスポー ト等	アマチュ アスポー ト等	アマチュ アスポー ト等	アマチュ アスポー ト等	アマチュ アスポー ト等	アマチュ アスポー ト等	アマチュ アスポー ト等	アマチュ アスポー ト等	アマチュ アスポー ト等	アマチュ アスポー ト等	アマチュ アスポー ト等	アマチュ アスポー ト等	アマチュ アスポー ト等	アマチュ アスポー ト等	アマチュ アスポー ト等	アマチュ アスポー ト等
二、九九〇	五、九七〇	五九、二四〇	一、一三〇	二、二六〇	九、六七〇	二、四七〇	一、二四〇	(略)	九九〇	四、九四〇	(略)	二、四六〇	二、四七〇	二、四六〇	九九〇	九九〇	九九〇

会議室	屋外コト					
	合い場		徴収なし		入場料を徴収する場合	
	する 場合	アマチュアスポーツ以外に利用	する 場合	アマチュアスポーツ以外に利用	する 場合	アマチュアスポーツ以外に利用
六三〇	〇	三、二四	七五〇	(略)	二〇、一〇	〇

備考 (略)
(二) 設備

放送設備	灯 照 明						電光掲示板	区 分	金額(円)				
	屋外コト		タシエール		センター								
	する 場合	アマチュアスポーツ以外に利用	する 場合	アマチュアスポーツ以外に利用	する 場合	アマチュアスポーツ以外に利用							
〇	一、一五	〇	二、〇九	〇	三、四一	〇	六〇	〇	一、〇〇	(略)	二、二六	〇	一、〇〇

備考 (略)
四 スポーツガーデンの体育館
(一) 施設(会議室を除く。)

会議室	屋外コト					
	合い場		徴収なし		入場料を徴収する場合	
	する 場合	アマチュアスポーツ以外に利用	する 場合	アマチュアスポーツ以外に利用	する 場合	アマチュアスポーツ以外に利用
六二〇	〇	三、一九	七四〇	(略)	一九、七五	〇

備考 (略)
(二) 設備

放送設備	灯 照 明						電光掲示板	区 分	金額(円)				
	屋外コト		タシエール		センター								
	する 場合	アマチュアスポーツ以外に利用	する 場合	アマチュアスポーツ以外に利用	する 場合	アマチュアスポーツ以外に利用							
〇	一、一三	〇	二、〇六	〇	二、三七	〇	四〇	〇	九九〇	(略)	一、二四	〇	二、二四

備考 (略)
四 スポーツガーデンの体育館
(一) 施設(会議室を除く。)

イ 全部利用の場合		区	分	金額 (円)
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収する場合	七、一一〇		
	入場料を徴収しない場合	二、四一〇		
営利を目的として利用する場合	入場料を徴収する場合	五九、四〇〇		
	入場料を徴収しない場合	二八〇〇		
その他の催物に利用する場合	入場料を徴収する場合	三五、六二〇		
	入場料を徴収しない場合	一、一八〇		
備考 (略)				
ロ 部分利用の場合				
一競技種目一面又は一台につき	児童生徒等	五八〇		
	その他の者	一、二〇〇		
備考 (略)				
ハ (略)				
(二) 会議室				
区	分	金額 (円)		
		六五〇		
備考 (略)				
(三) 設備				
設備及び器具一点又は一式につき	分	金額 (円)		
		一九、九〇〇		

イ 全部利用の場合		区	分	金額 (円)
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収する場合	六、九九〇		
	入場料を徴収しない場合	二、三七〇		
営利を目的として利用する場合	入場料を徴収する場合	五八、三二〇		
	入場料を徴収しない場合	九三〇〇		
その他の催物に利用する場合	入場料を徴収する場合	三四、九八〇		
	入場料を徴収しない場合	一、一六〇		
備考 (略)				
ロ 部分利用の場合				
一競技種目一面又は一台につき	児童生徒等	五七〇		
	その他の者	一、一八〇		
備考 (略)				
ハ (略)				
(二) 会議室				
区	分	金額 (円)		
		六四〇		
備考 (略)				
(三) 設備				
設備及び器具一点又は一式につき	分	金額 (円)		
		一九、五四〇		

備考 (略)

五 スポーツガーデンの多目的広場

施設

区	分	単	位	金額(円)
多目的広場		一時間につき		二、〇九〇

六 スポーツガーデンのクライミングウ

オール

施設

区	分	単	位	金額(円)
クライミング		一時間につき		一、五六〇
ウォール				

備考 (略)

五 スポーツガーデンの多目的広場

施設

区	分	単	位	金額(円)
多目的広場		一時間につき		二、〇六〇

六 スポーツガーデンのクライミングウ

オール

施設

区	分	単	位	金額(円)
クライミング		一時間につき		一、五四〇
ウォール				

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前において、三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例第三条第一項に規定する指定管理者から同条例第十八条第二項の規定により利用料金の承認の申請があった場合には、知事は、当該利用料金の変更の理由が消費税法等の一部改正によるものであるときに限り、この条例による改正後の三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

提案理由

消費税法等の一部改正に鑑み、三重県営鈴鹿スポーツガーデンの施設等の利用に係る料金の額を改定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

三重県営松阪野球場条例の一部を改正する条例案

右提出する。

平成三十一年二月十四日

三重県知事 鈴木英敬

三重県営松阪野球場条例の一部を改正する条例

三重県営松阪野球場条例（昭和五十年三重県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第十条、第十七条関係）			別表（第十条、第十七条関係）		
区	分	金額（円）	区	分	金額（円）
入場料を徴収しない場合		一、八八〇	入場料を徴収しない場合		一、八五〇
入場料を徴収する場合		七八、五六〇	入場料を徴収する場合		七七、一四〇
備考（略）			備考（略）		

附則

- この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の日前において、三重県営松阪野球場条例第二条第一項に規定する指定管理者から同条例第十七条第二項の規定により利用料金の承認の申請があつた場合には、知事は、当該利用料金の変更の理由が消費税法等の一部改正によるものであるときに限り、この条例による改正後の三重県営松阪野球場条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

提案理由

消費税法等の一部改正に鑑み、三重県営松阪野球場の施設等の利用に係る料金の額を改定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

三重県営ライフル射撃場条例の一部を改正する条例案

右提出する。

平成三十一年二月十四日

三重県知事 鈴木英敬

三重県営ライフル射撃場条例の一部を改正する条例

三重県営ライフル射撃場条例（昭和五十一年三重県条例第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第十条、第十七条関係） 一 専用利用の場合		別表（第十条、第十七条関係） 一 専用利用の場合	
区 分	金 額（円）	区 分	金 額（円）
一〇メートル射場	三、六二〇	一〇メートル射場	三、五六〇
五〇メートル射場	四、四八〇	五〇メートル射場	四、四〇〇
備考（略）		備考（略）	
二（略）		二（略）	

附 則

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前において、三重県営ライフル射撃場条例第二条第一項に規定する指定管理者から同条例第十七条第二項の規定により利用料金の承認の申請があつた場合には、知事は、当該利用料金の変更の理由が消費税法等の一部改正によるものであるときに限り、この条例による改正後の三重県営ライフル射撃場条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

提案理由

消費税法等の一部改正に鑑み、三重県営ライフル射撃場の施設等の利用に係る料金の額を改定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第六十五号

三重県立ゆめドームうえの条例の一部を改正する条例案

右提出する。

平成三十一年二月十四日

三重県知事 鈴木英敬

三重県立ゆめドームうえの条例の一部を改正する条例
 三重県立ゆめドームうえの条例（平成九年三重県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後												改正前											
		別表（第十一条、第十八条関係） 一 施設の利用料金												別表（第十一条、第十八条関係） 一 施設の利用料金											
アマチュ	（略）	区分						（円）	一時間当たりの金額	区分						（円）	一時間当たりの金額								
		第一	第二	第三	第四	第五	第六			第一	第二	第三	第四	第五	第六										
		アマチュ	入場料を徴収しない及び休	入場料を徴収する場及び休	入場料を徴収する場及び休	入場料を徴収する場及び休	入場料を徴収する場及び休	入場料を徴収する場及び休	入場料を徴収する場及び休	入場料を徴収する場及び休	入場料を徴収する場及び休	入場料を徴収する場及び休	入場料を徴収する場及び休	入場料を徴収する場及び休	入場料を徴収する場及び休	入場料を徴収する場及び休	入場料を徴収する場及び休	入場料を徴収する場及び休	入場料を徴収する場及び休	入場料を徴収する場及び休	入場料を徴収する場及び休	入場料を徴収する場及び休			
アマチュ	（略）	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日		
アマチュ	（略）	日曜日、土曜日	日曜日、土曜日	日曜日、土曜日	日曜日、土曜日	日曜日、土曜日	日曜日、土曜日	日曜日、土曜日	日曜日、土曜日	日曜日、土曜日	日曜日、土曜日	日曜日、土曜日	日曜日、土曜日	日曜日、土曜日	日曜日、土曜日	日曜日、土曜日	日曜日、土曜日	日曜日、土曜日	日曜日、土曜日	日曜日、土曜日	日曜日、土曜日	日曜日、土曜日	日曜日、土曜日		
アマチュ	（略）	及び休日	及び休日	及び休日	及び休日	及び休日	及び休日	及び休日	及び休日	及び休日	及び休日	及び休日	及び休日	及び休日	及び休日	及び休日	及び休日	及び休日	及び休日	及び休日	及び休日	及び休日	及び休日		
アマチュ	（略）	六、六〇〇	七、九六〇	三、五二〇	四、二〇〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇		
アマチュ	（略）	二二、〇〇〇	二六、四〇〇	一五、七一一	一八、八五〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇		
アマチュ	（略）	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		

ツ等の興		音楽、プ		ロスポー		場技競ニ第		会議室																										
平日	及び休日	平日	日曜日、土曜日	平日	日曜日、土曜日	平日	日曜日、土曜日	平日	日曜日、土曜日	つき	一面に	コート及び休	ボール土曜日	ハンド日曜日、	(略)	(略)	つき	一面に	コート及び休	ントん土曜日	バドミ日曜日、	つき	一面に	コート及び休	ポール土曜日	バレ日曜日、	つき	一面に	コート及び休	ケット平日	はバス日	クリエート及び休	ツ又はレサルコ土曜日	アスポーフット日曜日、
一四、〇三〇	〇	一六、八六〇	六、八一〇	八、一七〇	七三〇	九四〇	六二〇	二、二〇〇	二、六四〇	(略)	二七〇	三三〇	七三〇	八八〇	一、一〇〇	一、三二〇																		

ツ等の興		音楽、プ		ロスポー		場技競ニ第		会議室																										
平日	及び休日	平日	日曜日、土曜日	平日	日曜日、土曜日	平日	日曜日、土曜日	平日	日曜日、土曜日	つき	一面に	コート及び休	ボール土曜日	ハンド日曜日、	(略)	(略)	つき	一面に	コート及び休	ントん土曜日	バドミ日曜日、	つき	一面に	コート及び休	ポール土曜日	バレ日曜日、	つき	一面に	コート及び休	ケット平日	はバス日	クリエート及び休	ツ又はレサルコ土曜日	アスポーフット日曜日、
一三、七八〇	〇	一六、五六〇	六、六八〇	八、〇二〇	七二〇	九二〇	六一〇	二、一六〇	二、五九〇	(略)	二六〇	三一〇	七二〇	八六〇	一、〇八〇	二、二九〇																		

備考 (略)	備及び器具 は一式	その他の設 点又	動席 一区画	壁面 収納可 一式	備設 場	房 第二 競技 一時間	暖 場	冷 第一 競技 一時間	備設			明 場
									場 第二 競技 一時間	明 場 舞台 台照	第一 競技 一時間	
		一〇、四七〇	二、三〇〇	九、〇一〇		三、八七〇		九、九五〇	一、〇四〇		一、四六〇	
		一〇、二八〇	二、二六〇	八、八四〇		三、八〇〇		九、七七〇	一、〇二〇		一、四四〇	

附 則

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前において、三重県立ゆめドームうえの条例第三条第一項に規定する指定管理者から同条例第十八条第二項の規定により利用料金の承認の申請があつた場合には、知事は、当該利用料金の変更の理由が消費税法等の一部改正によるものであるときに限り、この条例による改正後の三重県立ゆめドームうえの条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

提案理由

消費税法等の一部改正に鑑み、三重県立ゆめドームうえの施設等の利用に係る料金の額を改定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

1 「三重県における補助金等の基本的な在り方に関する条例」に基づく報告について

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:地域連携部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
1	地籍調査費負担金	津市 津市西丸之内23番1号	45,399 (H31.4)	県土の開発、保全、利用の高度化に資するため、地籍の明確化を図る場合に補助する。	(目的・理由) 土地取引の円滑化や土地資産の保全、災害復旧の迅速化等に資するため、地籍の明確化を図る。社会資本整備を計画している地域において、用地取得の円滑化を図るとともに土地境界情報を整備しておくことで事前防災・減災に貢献する。 (根拠) 地域連携部関係補助金等交付要綱	公共財 土地の境界を明確にすることにより、公共事業の促進が図れるなどの公共性を有する。	水資源・地域プロジェクト課	総務費	地域振興費	資源対策費	県土基礎調査推進事業費
2	同上	伊勢市 伊勢市岩淵1丁目7番29号	15,588 (H31.4)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
3	同上	御浜町 南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1	49,800 (H31.4)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
4	同上	鳥羽市 鳥羽市鳥羽3丁目1番1号	16,231 (H31.4)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
5	同上	南伊勢町 度会郡南伊勢町南伊勢町五ヶ所浦3057	15,000 (H31.4)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
6	同上	紀宝町 南牟婁郡紀宝町鶴殿324番地	16,782 (H31.4)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:地域連携部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
7	鉄道軌道安全輸 送設備等整備事 業費補助金	三岐鉄道株式会社 四日市市富田3丁目 22番83号	47,900 (H31.4)	鉄道事業者が行う安全性 の向上のために必要な設 備整備等に要した経費の 一部を国、沿線市町と協調 して補助する。	(目的・理由) 鉄道事業者の安全な鉄道 輸送の確保を図る。 (根拠) 地域連携部関係補助金等 交付要綱	シビルミニマム 地域住民にとって必要不 可欠な公共交通機関であ る鉄道の安全性の向上を 図る。	交通政策課	総務費	地域振 興費	交通政 策費	生活交通活性 化促進事業費
8	同上	四日市市 四日市市諏訪町1番 5号	16,194 (H31.4)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
9	同上	伊賀市 伊賀市四十九町 3184番地	36,702 (H31.4)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
10	同上	一般社団法人養老 線管理機構 大垣市丸の内2丁目 29番地	14,506 (H31.4)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
11	同上	伊勢鉄道株式会社 鈴鹿市桜島町1丁目 20番地	47,067 (H31.4)	鉄道事業者が行う輸送の 安全性の向上に資する設 備の整備等に要する経費 を国と協調して補助する。	同上	同上	同上	同上	同上	同上	広域鉄道維持 確保対策事業 費
12	地域交通体系整 備費補助金	同上	14,250 (H31.4)	伊勢鉄道が行う設備整備 等に要した経費を補助す る。	(目的・理由) 伊勢鉄道株式会社の経営 の円滑化を図る。 (根拠) 地域連携部関係補助金等 交付要綱	同上	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:地域連携部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
13	地域間幹線系統確保維持費補助金	三重交通株式会社 津市中央1番1号	267,151 (H32.3)	乗合バス事業者が運営する広域幹線バス路線の欠損額及び車両購入の減価償却費にかかる補助対象経費に対し、国1/2、県1/2以内の割合で補助する。	(目的・理由) 地方バス運行の維持を図り、もって地域住民の福祉を確保する。 (根拠) 地域連携部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 地域住民にとって必要不可欠な公共交通機関である鉄道の安全性の向上を図る。	交通政策課	総務費	地域振興費	交通政策費	生活交通活性化促進事業費
14	三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会負担金	三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会 津市広明町13番地	249,626 (H31.4)	三重とこわか国体及び三重とこわか大会の開催準備に要する経費を負担する。	(目的・理由) 三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会の事業経費を負担することにより、三重とこわか国体及び三重とこわか大会の開催準備を円滑に推進する。 (根拠) 地域連携部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 三重とこわか国体及び三重とこわか大会は、県民の健康増進を図り、地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものであることから、公益性を有する。	総務企画課 競技・式典課 運営調整課	総務費	スポーツ推進費	スポーツ推進費	三重とこわか国体・三重とこわか大会開催準備事業費
15	第76回国民体育大会市町競技施設整備費補助金	第76回国民体育大会鈴鹿市準備委員会 鈴鹿市神戸1丁目18番18号	274,639 (H31.5)	第76回国民体育大会の競技会場地となる鈴鹿市が実施する馬術競技施設の整備事業に要する経費について補助を行う。	(目的・理由) 第76回国民体育大会の競技会場となる施設の整備促進を図り、大会の円滑な運営に資するため。 (根拠) 地域連携部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 国体は、県民の健康増進を図り、地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものであることから、公益性を有する。	運営調整課	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:地域連携部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
16	第76回国民体育大会市町競技施設整備費補助金	三重とこわか国体大台町実行委員会 多気郡大台町佐原750番地	164,737 (H31.5)	第76回国民体育大会の競技会場となる大台町が実施するボート競技施設の整備事業に要する経費について補助を行う。	(目的・理由) 第76回国民体育大会の競技会場となる施設の整備促進を図り、大会の円滑な運営に資するため。 (根拠) 地域連携部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 国体は、県民の健康増進を図り、地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものであることから、公益性を有する。	運営調整課	総務費	スポーツ推進費	スポーツ推進費	三重とこわか国体・三重とこわか大会開催準備事業費
17	同上	三重とこわか国体伊賀市実行委員会 伊賀市馬場1128番地の1	78,801 (H31.5)	第76回国民体育大会の競技会場となる伊賀市が実施するクレール射撃競技施設の整備事業に要する経費について補助を行う。	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
18	同上	三重とこわか国体三重とこわか大会多気町・松阪市実行委員会 多気郡多気町相可1587番地の1	10,000 (H31.5)	第76回国民体育大会の競技会場となる多気町・松阪市が実施するカヌー競技施設の整備事業に要する経費について補助を行う。	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:地域連携部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
19	スポーツ団体等活性化補助金	公益財団法人三重県体育協会 鈴鹿市御園町1669	17,975 (H31.4)	三重県体育協会の事業に要する経費を補助する。	(目的・理由) 三重県体育協会の事業活動を助成することにより、アマチュアスポーツの健全な普及振興と青少年の健全な育成を図る。 (根拠) 地域連携部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 三重県体育協会は、本県のアマチュアスポーツを統轄する団体であり、当該団体の事業活動経費を補助することにより、アマチュアスポーツの健全な普及振興と青少年の健全な育成を図るものであることから、公益性を有する。	スポーツ推進課	総務費	スポーツ推進費	スポーツ推進費	地域スポーツ推進事業費
20	同上	一般財団法人三重県武道振興会 津市北河路町19番地1	11,836 (H31.4)	三重県武道振興会の事業に要する経費を補助する。	(目的・理由) 三重県武道振興会の事業活動を助成することにより、アマチュアスポーツの健全な普及振興と青少年の健全な育成を図る。 (根拠) 地域連携部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 三重県武道振興会は、各種の武道大会や武道教室を開催しており、当該団体の事業活動経費を補助することにより、アマチュアスポーツの健全な普及振興と青少年の健全な育成を図るものであることから、公益性を有する。	同上	同上	同上	同上	同上
21	新三重武道館整備費補助金	同上	40,881 (H31.4)	新三重武道館が津市産業・スポーツセンター内に移転整備されたことに伴い、旧三重武道館の処分等に要する経費の一部を補助する。	(目的・理由) 三重武道館の円滑な機能移転を支援することにより、本県のさらなる武道振興に寄与する。 (根拠) 地域連携部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 三重武道館の円滑な機能移転で本県のさらなる武道振興が図られることにより、アマチュアスポーツの健全な普及振興と青少年の健全な育成に寄与するものであることから、公益性を有する。	同上	同上	同上	スポーツ施設費	スポーツ施設整備運営費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:地域連携部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
22	広域的拠点スポーツ施設整備費補助金	四日市市 四日市市諏訪町1番5号	50,000 (未定)	市町が行う一定規模以上の体育館の整備に要する経費を補助する。	(目的・理由) 全国的なスポーツ大会や交流の場等としての機能を重視した施設の整備を支援し、本県スポーツの振興を図る。 (根拠) 地域連携部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 「三重県スポーツ施設整備計画」の具体化を進めるために市町が行う「広域的拠点施設」の整備であることから、公益性を有する。	スポーツ推進課	総務費	スポーツ推進費	スポーツ施設費	スポーツ施設整備運営費
23	三重県競技力向上対策本部負担金	三重県競技力向上対策本部 津市広明町13番地	298,906 (H31.4)	本県競技スポーツ水準の向上を図るために要する経費を負担する。	(目的・理由) 三重県競技力向上対策本部の事業経費を負担することにより、本県競技スポーツ水準の向上を効果的に推進する。 (根拠) 地域連携部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 本県競技スポーツ水準の向上を図ることで、本県選手がオリンピック競技大会や国民体育大会等の国内外の大会で活躍することは、県民に夢や感動を与え、一体感の醸成につながるものであることから、公益性を有する。	競技力向上対策課	同上	同上	スポーツ推進費	競技力向上対策事業費